

支部研修会より



『外国人労働者について』

宮川安江

日本に在留する外国人は、年々増加しており、平成 24 年では 203 万人、平成 27 年では 223 万人、平成 30 年 6 月の数値で 263 万人と激増している。国別では中国がトップで 741 千人、続いて韓国 452 千人、ベトナム、フィリピン、ブラジルと続いている。

都道府県別では東京都が 1 位、続いて愛知県が 2 位で多く、製造が盛んな物づくり地域だとも言える。

外国人が日本に入国するには、海外にある日本大使館又は領事館で審査を受け、日本へ入国に支障が無いかの許可「ビザ（査証）」を取得し渡航します。日本に到着しますと、空港や港で入国審査官による入国許可が必要です。つまり日本に到着時に日本の在留資格を取得して許可を受けて入国します。

在留資格とは、外国人が日本に滞在する場合、外国人に許可される内容が定められています。それが 28 種類の在留資格に該当しなければ滞在することが出来ません。

図表 2 在留資格一覧

<活動に基づく在留資格>

「外交」「公用」「教授」「芸術」「宗教」
「報道」「高度専門職」「経営・管理」「法律・
会計業務」「医療」「研究」「教育」
「技術・人文知識・国際業務」「企業内転勤」
「介護」「興行」「技能」「技能実習」
「文化活動」「短期滞在」「留学」「研修」
「家族滞在」「特定活動」「**特定技能**」

<身分・地位に基づく在留資格>

「永住者」「日本人の配偶者等」
「永住者の配偶者等」「定住者」

在留資格とは

外国人が日本に滞在する場合、許可されている資格の範囲しか活動できません。

「はたらく（就労）」

「まなぶ（勉学・研修）」

「くらす（同居・身分関係）」

「おとずれる（短期滞在）」

4つの目的に大別されます。

すべての在留資格には、活動範囲と在留期間が定められています。

①活動範囲

在留資格に定められた活動範囲内で滞在しなければなりません。留学生在が学校に通わず仕事をしたり、就労目的の在留資格で、在留資格で認められていない仕事に従事することは入管法違反となります。

②在留期間

在留資格の取得・更新時に滞在できる期間が決定されます。

在留資格により在留期間は異なります。

●「技術・人文知識・国際業務」「技能」「企業内転勤」は 5 年、3 年、1 年又は 3 ヶ月

●「日本人の配偶者等」は 5 年、3 年、1 年又は 6 ヶ月

このように決定され在留期間を超える滞在を希望する場合は、在留期間の更新申請をして許可が必要です。

③就労の可否

在留資格には、就労が認められているものと、認められていないものに分けられます。

外国人を雇用する場合、合法的に雇用で

きるか判断が必要です。

ア「就労制限なし」→日本人と同様に就労可能

永住者、定住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等

イ「就労不可」→許可を得ればアルバイトは可能

留学、家族滞在、研修、文化活動、短期滞在

ウ「就労可」（就労範囲の制限あり）→在留資格の活動範囲内で就労可

19種類（就労範囲の制限あり）

外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内勤務、興業、技能、技能実習、介護、高度専門職、特定技能

エ「就労可/不可（特定活動）」→パスポートに添付の「指定書」で確認

「特定活動」とは、どの在留資格にも当てはまらない場合に認められる在留資格で人により活動内容や就労の可否が異なります。パスポートに添付の指定書で確認します。

「特定活動」取得例

就職未内定の留学生が卒業後に就職活動を継続する場合、就職内定後就職までの在留を目的とする者、難民申請中の者、インターンシップ、ワーキング・ホリデー制度による入国者などがあります。

技能実習と特定技能

○技能実習制度

発展途上国の人材育成のため、技術、技能、知識習得するのが目的で、帰国することが前提となり、任期は最長5年で実習期間により、技能実習1号・技能実習2号・技能実習3号があります。

受入国

ベトナム、中国、フィリピン、インドネシ

ア、タイ、ミャンマー、カンボジア、インド、ウズベキスタン、スリランカ、ネパール、バングラディシュ、ペルー、モンゴル、ラオスの15ヶ国

○特定技能制度

不足する労働力を補填するのが目的で受入国は

ベトナム、中国、フィリピン、インドネシア、タイ、ミャンマー、カンボジアの7ヶ国ともう1ヶ国です。

特定技能制度には、特定技能1号と特定技能2号があります。

●特定技能1号とは

相当程度の経験や知識を要する技能の業務に従事する外国人向けの在留資格です。

特定技能の水準は受入分野で即戦力として活動するためのものです。

○資格取得要件は、「技能実習2号を終了すること」もしくは「特定技能評価試験に合格すること」が必要です。

○日本語能力水準は、「ある程度日常会話が出来、生活に支障が無い程度の能力を有すること」とし、受入分野ごとに業務上必要な能力を定めています。

○受入機関・登録支援機関は、日本での活動を安定的、円滑的に行うため、日常生活上、職業生活上、社会生活上の支援を行うもので具体的には

- ・入国前の生活ガイダンスの提供
- ・外国人の住宅の確保
- ・生活のための日本語習得
- ・外国人からの苦情や悩みの対応
- ・各種行政手続きのサポート

在留期間は最長5年です

家族が日本で一緒に住むための「家族滞在」の在留資格は取得できません。永住権取得のための日数にカウントされません。

●特定技能2号とは

技能水準は、受入分野で熟練した技能を有することです。特定技能1号よりも高度

で専門的な試験に合格し、熟練した技術を持った外国人に資格が与えられます。

更新回数は制限がなく、家族の帯同が認められます。5年間を超える就労が可能な特定技能2号では、永住権取得に必要な10年滞在の要件に加算する事が出来ます。従って、特定技能2号として10年以上在日すれば、永住許可申請ができることとなります。

本年春からの施行されたもので、長期的に日本人の人材の採用が困難な対象職種で、外国人を受け入れることにより労働人口を解消するためのものです。

対象分野は、介護、農業、漁業、飲食料品製造、宿泊、外食、建設、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造、電気・電子情報関連産業、自動車整備、航空、造船、船用工業の14分野です。

報酬額は日本人と同額以上、転職が可能（同じ業種でなくとも技能に類似性があれば良い）、直接雇用が原則で、家族の帯同が可能となりますが、18歳以上に限定されます。外国人が帰国旅費を負担できない場合は受入先が負担しなければなりません。

今後増加する外国人の管理のため、本年4月より法務省入国管理局が格上げされ、「出入国在留管理庁」になることで、出入国管理体制が一層強化されることになりました。

技能実習と特定技能の比較		
	技能実習	特定技能
目的	研修	労働者
受け入れ国数	15ヶ国	8ヶ国
期間	最長5年	1号:最長5年 2号:更新(1~3年ごと)
職種	80種類	14業種
送り出し機関	あり	なし
監理組合	あり	なし(登録支援組合あり)
転職	不可	業界内なら可
永住権	カウントされない	カウントされる(2号のみ)
家族帯同	不可	2号のみ可

外国人雇用の留意点

・食事

宗教上食べれないもの

イスラム教徒は豚肉とその加工物。

アルコールの含まれた飲物、ソース、醤油

ヒンズー教は牛肉

中国人は冷えたもの

食事は時間をかけて食べる

・日本人の常識は外国人の非常識

①契約がすべての社会。合理的でドライに

②主張しなければ生きていけない

「沈黙は無能のしるし」

③個人主義、個性重視社会、

「社風、世間体は通用しない」

④宗教が生きていく上での規範

⑤その他

中国人は家族・血縁・人的ネットワークを重視

韓国人は先輩・後輩の序列を重視

イスラム教徒はイスラムの戒律が最優先
NO ははっきりと

約束は慎重に。合意したことは文書に
人間関係はドライに

不満・対立は曖昧に終わらせない

・トラブルになりやすい事例

残業発生の有無、支給対象、手当の取扱を明確にしなければなりません。お茶出し、顧客の対応は明確にしておく。整理整頓などの環境整備につとめる。社員旅行、忘年会の参加は明確にしておく。全員参加は就業時間内におこなう。有給、社会保険の取扱を説明しておく。法令違反のペナルティ

・労務管理のポイントは

ルールの適用は公正に、注意・警告は単刀直入に、服務規律・企業秩序は明確に、退職・解雇時は使用証明書を交付し金品は返還する。表示はマンガ・イラストで、日本語と英語で併記する。指示命令は身ぶり・手ぶりを交えておこない、緊急避難のための表示は十分教育しておく。